StarPay－TaxRefund 免税店規約

第１条（目的）

1. 本規約は、株式会社ネットスターズ（以下「当社」という。）が提供する旅行者に対する消費税相当額返金サービス（以下「本サービス」という。）について、加盟店と当社との間の権利義務関係及び利用条件を定めることを目的とする。
2. 本サービスは、加盟店が旅行者に対して課税販売を行い、旅行者が本邦から消費税法その他関係法令に基づく外国人旅行者向け免税制度（以下「免税制度」という。）の対象となる物品（以下「免税対象物品」という。）を持ち出したことについて税関の確認その他法令上又は当社所定の条件を満たした場合に、当社が返金事業者として旅行者へ消費税相当額を返金するものである。
3. 当社は返金事業者として本サービスを提供するものであり、購入記録情報の承認送信事業者としての業務は行わない。

第２条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「加盟店」とは、本規約に同意し、当社が加盟を承認した事業者をいう。

(2) 「旅行者」とは、免税制度の対象となる者をいう。

(3) 「返金」とは、旅行者が加盟店に対し支払った消費税相当額を当社が旅行者へ支払うことをいう。

(4) 「返金対象額」とは、加盟店が旅行者から受領した消費税相当額のうち、当社が返金対象として認めた金額をいう。

(5) 「税関確認情報」とは、旅行者が免税対象物品を国外へ持ち出すことについて税関が確認した情報をいう。

(6) 「購入記録情報」とは、法令に基づき承認送信事業者を通じて加盟店から税関へ送信される購入情報をいう。

(7) 「承認送信事業者」とは、法令に基づき購入記録情報を税関へ送信する事業者をいう。

(8) 「営業日」とは、銀行法に定める銀行の営業日をいう。

(9) 「立替払い」とは、加盟店から返金対象額を受領する前に、当社が自己の裁量で旅行者へ返金対象額を返金することをいう。

(10) 「利用限度額」とは、当社が加盟店ごとに設定する立替払いの上限金額をいう。

(11) 「関係法令」とは、消費税法その他本サービスに適用される法令、政令、省令、通達及びガイドラインをいう。

第３条（サービス内容）

1. 当社は加盟店に対し、本サービスを提供する。
2. 本サービスには、次の各号の業務が含まれる。

(1) 本サービス提供のために必要な情報の管理業務

(2) 税関確認情報との照合業務
(3) 旅行者への返金業務
(4) 加盟店との精算業務
(5) 返金履歴の管理業務
(6) 前各号に付随する業務

3. 当社は、法令改正、システム変更その他相当の理由がある場合には、本サービスの内容を変更することができる。

第 4 条（加盟申込み）

1. 本サービスの利用を希望する事業者（以下「加盟希望者」という。）は、当社所定の方法により加盟店への加盟の申込みを行うものとする。
2. 加盟希望者は、当社が指定する資料を提出しなければならない。
3. 当社は加盟希望者に対し必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
4. 加盟希望者は、提出した資料が真正かつ最新の内容であることを保証するものとする。

第 5 条（審査）

1. 当社は、加盟希望者から加盟の申込みを受けた場合、当該加盟希望者について所定の審査を行う。
2. 当社は、加盟希望者の財務状況、営業状況、法令遵守状況その他必要と認める事項について調査することができる。
3. 当社は、加盟の可否を自由な裁量により判断することができ、その理由を開示する義務を負わない。

第 6 条（取引時確認）

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号、以下「犯収法」）に基づく取引時確認及び「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」）その他の関係法令に基づく確認が完了しない限り、加盟店は本サービスを利用することができない。
2. 当社は、加盟店の支払等が外為法その他の関係法令に基づく規制対象となる支払等に該当するか否かを事前に確認する。その結果、当該規制対象に該当する場合は、加盟店に本サービスを提供しないものとする。
3. 犯収法その他の関係法令等に基づき又は当社の求めに応じて、加盟店が当社へ提供した氏名、住所、電話番号、E メールアドレス、在留期間（満了日）、その他登録情報に変更が生じた場合には、加盟店は、直ちに当社所定の方法により届け出るものとする。
4. 当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（平成 9 年法律第 110 号）に基づき、加盟店への加盟の申込み時に加盟店の法人番号を確認するものとする。確認できない場合、加盟店は本サービスを利用することができない。

5. 当社は、加盟店の情報及び取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出などの加盟店情報の更新を求めることができるものとする。
   当社は、加盟店から正当な理由なく指定した期限までに回答がない場合には、加盟店との本規約に基づく取引の全部又は一部を停止・制限し、若しくは解約することができるものとする。
6. 当社は、法令遵守等の目的で加盟店の送金目的を精査する必要が生じた際に、個人情報を含む送金目的を証明する書類（請求書、契約書、見積書等）、旅行者とのチャット・メール履歴、旅行者又はその関係者の本人確認書類、加盟店の金融機関取引状況、加盟店の確定申告書類データ等の提出を求めることができるものとする。
   当社は、加盟店から正当な理由なく指定した期限までに回答がない場合には、加盟店との本利用規約に基づく取引の全部又は一部を停止・制限し、若しくは解約することができるものとします。

第 7 条（契約の成立）

1. 加盟契約は、加盟希望者が本規約の内容に同意し、当社が当該加盟希望者からの加盟店への加盟の申込みを承認した時点で成立する。
2. 当社は加盟の承認後、加盟店に対し加盟店 ID その他必要事項を通知する。

第 8 条（加盟店の義務等）

1. 加盟店は、関係法令、本規約、当社が別途定める運用マニュアルその他当社の指示に従い、本サービスを利用しなければならない。
2. 加盟店は、免税対象物品の販売、旅行者への案内、本サービス提供のために必要な情報の管理その他本サービスに関する業務を、自らの責任と費用において適切に実施するものとする。
3. 加盟店は、旅行者から受領した消費税相当額を自己の資産と区分して管理するとともに、本規約に基づき当社へ送金する義務を負う。
4. 加盟店は、本サービスにより当社に送金する目的以外で、旅行者から受領した消費税相当額を利用してはならない。
5. 加盟店が、返金の対象となる旅行者との間の取引（以下「返金対象取引」という。）について、旅行者から受領する消費税相当額が 100 万円を超過する場合、本サービスの利用の対象とはならない。
6. 加盟店は、本サービスに関連して取得した情報について、その正確性及び最新性を確保しなければならない。
7. 加盟店は、当社から本サービスの運営上必要な協力を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

第 9 条（法令順守）

1. 加盟店は、消費税法その他関係法令並びに行政機関の指導及びガイドラインを遵守しなければならない。

2. 加盟店は、免税販売に必要な許認可、届出その他法令上必要となる要件を継続して充足するものとする。
3. 加盟店は、法令違反又は行政処分のおそれがある事実を知った場合には、直ちに当社へ通知しなければならない。

第 10 条（旅行者への説明及び対応）

1. 加盟店は、旅行者に対し、関係法令及び当社所定の方法により、本サービスの利用条件及び返金のための条件を適切に説明しなければならない。
2. 加盟店は、旅行者に対し、返金には税関による確認その他法令又は当社所定の条件を満たすことが必要である旨を説明するものとする。
3. 加盟店が前各項に違反したことにより旅行者との間で紛争が生じた場合には、加盟店は自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

第 11 条（データ提供及び購入記録情報）

1. 加盟店は、本サービスの利用に当たり、当社が指定する方法により、返金に必要な売上情報、購入情報その他当社が指定する情報を提供するものとする。
2. 加盟店は、購入記録情報について、法令に基づき承認送信事業者を通じて適切に送信しなければならない。
3. 加盟店が購入記録情報の送信を怠り、又は誤った情報を送信したことにより、全部又は一部の返金ができない場合又は当社に損害が生じた場合には、その責任は加盟店が負うものとする。
4. 当社は、加盟店から提供された情報について、本サービスの提供に必要な範囲で確認、利用、保存及び第三者へ提供することができるものとする。

第 12 条（返金の実施）

1. 当社は、税関確認情報の確認その他法令及び当社所定の返金の条件を満たした場合に、旅行者に対し返金対象額を返金するものとする。
2. 当社は、返金の可否、返金時期及び返金方法について合理的な裁量を有するものとする。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、返金を保留し、又は返金を行わないことができる。
   (1) 旅行者から提供された情報に誤り又は不足がある場合
   (2) 税関確認情報を確認できない場合
   (3) 不正利用又はその疑いがある場合
   (4) 法令又は行政機関の指示により返金を制限される場合
   (5) 加盟店が旅行者から受領する消費税相当額が 100 万円を超過する返金対象取引が行われた場合
   (6) 当社所定の審査で返金不可と合理的に判断された場合
   (7) その他当社が返金を行うことが適当でないと合理的に判断した場合

4. 当社は、旅行者に対する返金を行うことができなかった場合、又は送金内容の変更若しくは組戻し（送金不達その他の事由により送金を取消し又は返金する場合をいう。）が必要となった場合には、これにより要する AML 審査費用、送金手数料その他当社が負担した実費相当額を加盟店に請求し、又は加盟店に返還すべき金員から控除することができるものとする。ただし、加盟店が負担する金額は、当社が実際に負担した金額を上限とする。

第 13 条（返金対象額及び精算）

1. 加盟店は、返金対象額について、第 19 条に従い当社へ送金するものとする。
2. 当社は、加盟店から受領した返金対象額と旅行者への返金額を精算し、その結果を加盟店へ通知するものとする。
3. 返金対象額に過不足が生じた場合には、当社及び加盟店は速やかに協議の上、追加送金又は返還その他必要な精算を行うものとする。
4. 精算方法、締切日、支払日その他精算に関する事項は、当社が別途定める運用ルール又は個別契約に従うものとする。

第 14 条（立替払い）

1. 当社は、加盟店から返金対象額を受領する前であっても、加盟店の利便性及び旅行者への返金の円滑な実施を目的として、自己の裁量により旅行者へ返金対象額を立替払いすることができる。
2. 当社は、加盟店の信用状況その他当社が必要と認める事項を踏まえ、立替払いを実施するか否かを自己の裁量により判断することができる。
3. 当社が立替払いを実施する場合の利用限度額、停止、変更その他の条件は、次条及び第 16 条に定めるところによる。
4. 加盟店は、当社が立替払いを実施した場合には、当社所定の期日までに返金対象額を当社へ支払うものとし、その支払義務は旅行者への返金の成否その他の事情によって影響を受けないものとする。
5. 加盟店が前項の支払を怠った場合には、当社は第 19 条第 4 項に定める措置を講ずることができる。

第 15 条（与信審査）

1. 当社は、立替払いその他本サービスの提供に伴う信用リスクを管理するため、加盟店に対し、加盟時及び加盟後を問わず、必要な与信審査を実施することができるものとする。加盟店は、当社から与信審査のために必要な資料又は情報の提出を求められた場合には、速やかにこれを提出しなければならない。
2. 前項の資料には、次に掲げるものを含むが、これらに限られないものとする。
   (1) 決算書及び財務諸表
   (2) 納税証明書
   (3) 登記事項証明書

(4) 株主構成に関する資料
(5) その他当社が必要と認める資料

3. 当社は、与信審査の結果を踏まえ、加盟店の信用状況、経営状況、取引実績、法令遵守状況その他当社が必要と認める事項を総合的に勘案し、立替払いの可否その他本サービスの提供の条件を決定することができる。
4. 当社は、与信審査の結果又は判断理由を加盟店へ開示する義務を負わない。

第 16 条（利用限度額）

1. 当社は、立替払いを行う加盟店ごとに利用限度額を設定するものとする。
2. 利用限度額は、加盟店の信用状況、販売実績、返金実績、財務状況その他当社が必要と認める事項を考慮して決定する。
3. 当社は、加盟店への事前通知又は事後通知により、利用限度額を変更することができる。
4. 加盟店は、利用限度額を超える立替払いを請求することはできない。
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用限度額を減額し、又は立替払いを実施しないとすることができる。
   (1) 与信状況が悪化した場合
   (2) 支払遅延が発生した場合
   (3) 不正利用又はその疑いがある場合
   (4) 法令違反又は行政処分が判明した場合
   (5) その他当社が信用リスクの増加を合理的に認めた場合
6. 利用限度額の設定又は変更により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負わない。

第 17 条（相殺）

1. 当社は、加盟店に対して有する一切の金銭債権と、当社が加盟店に対して負担する金銭債務とを、その弁済期の到来の有無にかかわらず、対当額において相殺することができるものとする。
2. 前項の相殺の対象には、次に掲げる債権を含むものとする。
   (1) 消費税相当額の送金請求権
   (2) 立替金返還請求権
   (3) 手数料
   (4) その他本規約に基づき発生する一切の債権
3. 当社は、相殺を行った場合には、その内容を加盟店へ通知するものとする。

第 18 条（手数料及び費用）

1. 加盟店は、本サービスの利用の対価として、当社所定の手数料を支払うものとする。
2. 手数料の種類、算定方法、支払時期及び支払方法は、個別契約又は当社が別途定める料金表によるものとする。
3. 当社は、法令改正、物価変動、サービス内容の変更その他合理的な理由がある場合には、

手数料を変更することができる。

4. 当社は、前項に基づき手数料を変更する場合には、変更予定日の 30 日前までに加盟店へその旨通知するものとする。
5. 振込手数料その他送金に要する費用は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、加盟店の負担とする。
6. 加盟店が支払うべき手数料その他の金銭債務について租税公課が課される場合には、加盟店がこれを負担するものとする。

第 19 条（消費税相当額送金及び支払遅延）

1. 加盟店は、旅行者から受領した返金対象額を、当社が別途定める締切日及び支払日に従い、当社指定の銀行口座へ送金するものとする。
2. 加盟店は、本サービスの利用以外の目的で前項の送金をしてはならない。
3. 加盟店は、立替払いの有無にかかわらず、本条に基づく送金義務を負うものとする。
4. 加盟店が送金期限までに支払を行わない場合には、未払金額に対し、支払期限の翌日から完済の日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
5. 加盟店に支払遅延が発生した場合、当社は催告を要することなく、次に掲げる措置の全部又は一部を講ずることができる。
   (1) 立替払いの停止
   (2) 利用限度額の減額又は取消し
   (3) 未払金との相殺
   (4) 本サービスの全部又は一部の停止
   (5) 契約の解除

第 20 条（返品、取消し及び返金対象取引の変更）

1. 加盟店は、返金対象取引について返品、交換、取消し、代金の全部若しくは一部の返還又は取引内容の変更（以下「返品等」という。）が生じた場合には、直ちに当社へ通知しなければならない。
2. 当社が既に旅行者へ返金を実施した後に返品等が判明した場合には、加盟店は、当社の請求に従い、当社が旅行者へ返金した金額その他当社に生じた費用を直ちに支払うものとする。
3. 返品等により返金対象額が変更となった場合には、加盟店は、第 13 条に定める精算方法に従い、その差額を当社と精算するものとする。

第 21 条（補償等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、加盟店は、当社に生じた損害、損失、費用及び支出を補償しなければならない。

(1) 加盟店が本規約に違反した場合
(2) 加盟店が虚偽又は不正確な情報を提供した場合
(3) 加盟店の法令違反により当社に損害が生じた場合

(4) 加盟店の責めに帰すべき事由により返金対象取引が成立しなかった場合
(5) 加盟店の責めに帰すべき事由により税関確認情報が取得できなかった場合
(6) その他加盟店の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合

第 22 条（監査等）

1. 当社は、本サービスの適正な運営及び信用リスク管理のため必要があると認める場合には、加盟店に対し、いつでも取引記録、返金対象取引に関する資料その他必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
2. 当社は、加盟店の営業時間内において、事前に合理的な方法で通知した上で、加盟店の営業所その他必要な場所に立ち入り、本サービスに関する状況を調査することができる。
3. 加盟店は、前二項の調査又は監査に誠実に協力しなければならない。
4. 当社は、調査の結果、本規約違反、不正利用又はその疑いを認めた場合には、立替払いの停止、返金の保留、利用限度額の変更、本サービスの全部又は一部の停止、契約の解除その他必要な措置を講ずることができる。

第 23 条（当社の知的所有権）

1. 本サービスを構成する有形・無形の構成物（当社のウェブサイト・アプリ、ソフトウェア、ソースコード、データベース、サイトデザイン、グラフィックス、アイコン、テキスト・画像・音声・動画・文章その他関連するデータ等を含むが、これらに限られないものとする。）、商標、サービスマーク、ロゴ（以下「コンテンツ等」と総称する。）に関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権その他一切の権利は、当社又は当社に許諾した第三者に帰属する。
2. 加盟店は、コンテンツ等を無断で展示、使用、複製、複写、修正、送信、アップロード、公表、配布、販売、ライセンス供与その他の態様で使用しないことに同意するものとする。

第 24 条（個人情報の取扱い）

1. 加盟店は、本サービスに関連して取得した旅行者の個人情報その他個人に関する情報について、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守し、適切に管理しなければならない。
2. 加盟店は、本サービスの遂行に必要な範囲に限り、旅行者の個人情報を当社へ提供するものとし、当該提供について必要な法的措置を講じるものとする。
3. 当社は、加盟店から提供を受けた個人情報を、本サービスの提供、法令への対応、不正利用防止その他本サービスの運営に必要な範囲で利用するものとする。
4. 加盟店及び当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、合理的な安全管理措置を講じるものとする。
5. 加盟店は、個人情報の漏えいその他重大な事故が発生した場合には、直ちに当社へ通知するとともに、自己の責任と費用において必要な措置を講じるものとする。

第 25 条（秘密保持）

1. 加盟店及び当社は、本規約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の非公知情報（以下「秘密情報」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾なく第三者へ開示又は漏えいしてはならない。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。
   (1) 開示を受けた時点で公知であった情報
   (2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
   (3) 開示を受ける前から適法に保有していた情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
   (5) 法令又は裁判所その他公的機関の命令により開示を求められた情報
3. 加盟店及び当社は、秘密情報を本規約の履行以外の目的で使用してはならない。
4. 加盟契約が終了した場合には、相手方の求めに応じ、秘密情報及びその複製物を速やかに返還又は消去しなければならない。ただし、法令上保存義務がある場合はこの限りでない。
5. 本条の規定は、加盟契約終了後 5 年間有効に存続するものとする。

第 26 条（契約期間）

1. 加盟契約の契約期間は、契約成立日から 3 年間とする。
2. 契約期間満了日の 30 日前までに当社又は加盟店のいずれからも書面による解約の申し出がない場合には、加盟契約は同一条件によりさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。
3. 当社は、法令改正、制度変更又は本サービスの変更その他合理的な理由がある場合には、加盟契約の更新条件を変更することができる。この場合、当社は加盟店へ事前に通知するものとする。
4. 加盟契約が終了した場合であっても、契約終了前に発生した返金対象取引、精算、補填、損害賠償その他未了の権利義務については、本規約の規定が引き続き適用されるものとする。

第 27 条（契約解除）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく、加盟契約の全部又は一部を解除し、又は本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。

(1) 本規約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず改善されない場合
(2) 支払停止又は支払不能となった場合
(3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
(4) 仮差押え、差押え、競売、仮処分、強制執行又は滞納処分を受けた場合
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の申立てがあった場合
(6) 営業の全部又は重要な一部を廃止した場合

(7) 法令違反又は行政処分により本サービスの継続が困難となった場合
(8) 当社による与信審査に必要な資料の提出を拒否し、又は虚偽の資料を提出した場合
(9) 不正取引又はその疑いが認められた場合
(10) その他当社との信頼関係を著しく損なう事由が生じた場合

第 28 条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店及び当社は、現在及び将来にわたり、自己又は自己の役員若しくは実質的支配者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。
2. 加盟店及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、脅迫的言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないものとする。
3. 当社は、加盟店が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく直ちに加盟契約を解除することができる。
4. 前項に基づく解除により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わない。

第 29 条（損害賠償）

1. 加盟店又は当社は、本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、その通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、故意又は重大な過失による場合を除き、特別損害及び逸失利益については責任を負わない。
2. 当社は、本サービスの中断、停止、変更又は終了により加盟店に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

第 30 条（不可抗力）

1. 当社は、天災地変、地震、津波、洪水、火災、落雷、感染症の流行、戦争、内乱、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、ストライキ、ロックアウト、行政機関による命令若しくは規制、法令の制定若しくは改廃、通信回線若しくは電力供給の停止、金融機関若しくは決済システムの障害、税関システムその他第三者が運営するシステムの障害その他当社の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力」という。）により、本規約上の義務の全部又は一部を履行できない場合には、その責任を負わないものとする。
2. 前項の場合において、当社は、不可抗力の発生後速やかに加盟店へ通知するよう努めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により通知が遅延した場合であっても、これをもって当社の責任を生じさせるものではない。

第 31 条（債権譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、その他一切の処分をしてはならない。
2. 加盟店が前項に違反して行った譲渡その他の処分は、当社に対して効力を生じないものとする。

第 32 条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の変更が、加盟契約の目的に適合し、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、本規約を変更することができるものとする。
2. 当社は、本規約を変更する場合には、変更後の内容及びその効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知する。
3. 前項の周知の後、効力発生日以降に加盟店が本サービスを利用した場合には、当該変更に同意したものとみなす。
4. 前二項にかかわらず、法令上の要請に基づく変更その他軽微な変更については、事前の周知又は通知を要しない場合がある。

第 33 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合には、当社及び加盟店は、信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

第 34 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 35 条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関して当社と加盟店との間に訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則

2026 年 8 月 1 日 制定

特約

資金決済法に基づく重要事項表示

本重要事項表示は、株式会社ネットスターズ（以下「当社」といいます。）が提供する「StarPay Tax Refund サービス」（以下「本サービス」といいます。）について、資金決済法その他関係法令に基づき、加盟店（利用者）の皆様に対し重要な事項を説明するものです。

１．資金移動業者の商号
株式会社ネットスターズ

２．営む資金移動業の種別
第二種資金移動業

３．銀行等が行う為替取引でないことの説明
（１）本サービスは、資金決済法に基づく資金移動業として提供される送金サービスであり、銀行等が行う為替取引ではありません。
（２）本サービスは、預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法第 2 条第 4 項に規定する定期預金等をいいます）を受け入れるものではありません。
（３）本サービスは、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 53 条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 55 号に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
（４）本サービスの利用者の保護のための制度として、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）に基づき履行保証金制度に定められた保証の仕組みが設けられています。当社は、資金決済に関する法律に基づき履行保証金を東京法務局に供託しています。

４．その他（重要な注意事項）

本サービスで利用する取引限度額	1 取引１００万円
為替取引に係る資金の入金の方法	当社所定の銀行口座への銀行振込によります。
お取引完了までの期間（標準履行期間）	本サービスに係る処理に要する期間は以下のとおりです。 ・　モバイルウォレットへのチャージ（入金）による返金の場合 免税店の当社に対する送金依頼の時から即時に実施。 ・　クレジットカード又はプリペイドカー

	ドへの返金の場合 免税店の当社に対する送金依頼の時から即時に実施。 ・　外部委託先の両替機を通じた現金交付の場合 訪日客が外部委託先のセルフ返金端末において当社所定の消費税還付の手続を実施した時に実施。
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	利用者が選択する返金手段に応じて、返金対象額に、当社所定の申込用紙に記載された料率を乗じて算定した手数料が発生します。当該料率は、利用者が当該申込用紙により確認し、同意した料率とします。 また、旅行者に対する送金内容の変更又は組戻し（送金不達その他の事由により送金を取り消し、又は返金する場合をいう。）が必要となった場合、当該変更又は組戻しに要する返金手数料（上限 1,000 円）、AML 審査費用（上限 200 円）を免税店の負担とするものとします。ただし、免税店が負担する金額は、当社が実際に負担した金額を上限とします。
お問い合わせ先	株式会社ネットスターズ 住所：104－0032 東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号 電話番号：03－6661－9884 メールアドレス：refund@netstars.co.jp 受付時間：平日１０時～１７時
契約期間	契約期間は契約成立日から 3 年間です。 契約期間満了日の 30 日前までに当社又は加盟店のいずれからも書面による解約の申し出がない場合には、同一条件によりさらに 1 年間更新されます。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 一般社団法人日本資金決済業協会が行う苦情の解決によります。 Tel：03-3556-6261 ・紛争解決措置

	東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会）の仲裁センター・紛争解決センターにおけるあっせん又は仲裁手続きによります。 東京弁護士会紛争解決センター （03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター （03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター （03-3581-2249）
中途解約・利用停止時の取り扱い	終了事由の如何を問わず、当社の定めるStarPay－TaxRefund免税店規約に基づく加盟契約が終了したときは、利用者は、本サービスを利用することができません。ただし、加盟店契約が終了した場合であっても、契約終了前に発生した返金対象取引、精算、補填、損害賠償その他未了の権利義務については、引き続き同規約に基づき取り扱われます。
履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別	金銭による供託
履行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称	該当なし
算定期間及び供託期限	資金決済法第43条第1項第2号に基づき当社が定める算定期間は、毎週月曜日から日曜日までの 1 週間とし、当社が定める供託期限は、基準日（金曜日）より3営業日以内とします。
不正利用の場合の補償方針	当社の定める資金移動サービスの不正取引に対する補償方針をご確認ください。

以上